

■議案第61号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について

【要旨】

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者に財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができることとされています。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染が続いており、更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）に休みやすい環境を整備することが重要です。

そのため、厚生労働省保険局国民健康保険課・厚生労働省保険局高齢者医療課から発出された、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」（令和2年3月24日事務連絡）により、国内の感染拡大防止の観点から保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととされました。

これを受け、令和2年4月17日に高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第29号）の一部が改正され、傷病手当金を支給する規定が設けられたことにより、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

第2条で規定する「町において行う事務」として、「広域連合附則第27条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を追加します。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第86条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項の給付のほか、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付を行うことができる。

高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（抜粋）

附 則

第1条～第26条 （略）

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第27条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第28条 前条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けとることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けとることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第29条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けとることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（略）